

仮認定・認定NPO法人への寄付金に係る税制上の優遇措置の内容

1. 個人が支出した寄付金

①寄付金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄付金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

＜算式＞ 特定寄付金合計額－2千円＝寄付金控除額

（注）特定寄付金合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

特定寄付金にはユニセフや盲導犬協会などがあり、それらと合算して控除対象とするということです。

②認定NPO法人等寄付金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定（仮認定含む）NPO法人に対する寄付金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%が限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

＜算式＞（認定NPO法人への寄付金合計額－2千円）×40%＝税額控除額

※認定NPO法人への寄付金については個人住民税についても一定の税額控除あり。

2. 法人が支出した寄付金

①一般寄付金の損金算入限度額

＜算式＞（資本金等の額×0.25%+所得金額×2.5%）×4分の1

②特別損金算入限度額

＜算式＞（資本金等の額×0.375%+所得金額×6.25%）×2分の1

※他の特定公益増進法人への寄付金がある場合は、認定NPO法人への寄付金と合算して特別損金算入限度額を計算するということです。

①と②をそれぞれ別枠で計算した金額が「損金算入限度額」となりますので、その金額の範囲内で損金算入が認められます。

3. 証明書等の添付又は提示及び保存

個人、法人が認定NPO法人への寄付金について税制の優遇措置の適用を受けようとする場合には所定の事項が記載された寄付金領収書等の添付・提示・保存が必要です。